

# 第6回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成29年12月5日

上富良野町農業委員会

## 第6回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成29年12月5日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の取消について
- 日程第7 議案第3号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

### 開会の宣言

事務局長 只今より、第6回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
5番、沼沢春美 委員に合わせ、ご唱和ください。

沼沢委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。  
定数に達しておりますので、これより第6回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、  
9番 對馬 徹 君、10番 井村悦丈 君を指名いたします。

---

議 長 日程第2、報告第1号「農地法第5条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題  
といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありました  
ので報告をいたします。報告第1号朗読。

番号1、2、3の案件とも〇〇〇〇が設置する〇〇〇〇地区のクロスカントリースキー  
コースの設置に伴うものです。平成29年11月13日の農業委員会総会で議決いた  
だき、同日付けで北海道農業会議に意見の聴取の文書を行い回答がありました。

1番、0000番00の内地番他2筆で、畑3筆、面積2,687.4㎡、土地の所有者  
は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇です。

2番、0000番00の内地番他3筆で、畑4筆、面積3,879.0㎡、土地の所有者  
は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇です。

3番、0000番00の内地番他1筆で、畑2筆、面積1,760.1㎡、土地の所有者  
は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇です。

北海道農業会議の回答を受けて11月28日付けで3件とも許可を出している。

---

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議 長 日程第3、「報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 報告第2号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

1番、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、今まで借りていた方が〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、地番〇〇〇〇番〇〇他2筆、畑3筆、面積104,700㎡、11月30日で合意解約、平成27年3月18日から平成31年12月31日までの農地法3条による賃貸借でした。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんへ農地を返すことです。

2番と3番については、〇〇地区の〇〇〇〇さんが経営移譲される事に関連する。土地の所有が〇〇〇〇さん、祖父が土地の所有者で、〇〇〇〇さんが昔、経営移譲して〇〇〇〇さんに農地を使用貸借で経営移譲したが、この度は、〇〇〇〇さんが息子の〇〇〇〇〇〇さんに経営移譲することで、農地については〇〇〇〇さんは、一旦、〇〇〇〇さんへ返す手続きになります。

2番、土地の所有者は〇〇〇〇さん、今まで借りていた方が〇〇〇〇さん、地番〇〇〇〇番〇〇他2筆、畑3筆、面積198,628㎡、11月30日で使用貸借の合意解約。

3番、同じく〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです、地番〇〇〇〇番〇〇他2筆、畑3筆、面積20,432㎡です。2番と3番の区分けの違いについては、賃貸の始まる期間が2番は平成3年3月25日からで、3番が平成5年5月28日からと別れています。なお、この〇〇〇〇さんの関係については後程3条の案件として出てきます。

4番、これも経営移譲に伴う使用貸借で、祖父に農地を返すことになります。〇〇地区〇〇の〇〇〇〇さんが現在の経営者ですが、息子の〇〇〇〇さんへ経営移譲をしていくので、農地については〇〇〇〇さん名義なので〇〇〇〇さんへ返すことになります。地番〇〇〇〇番〇〇含め全部で田20筆、面積135,844㎡、平成29年11月30日をもって平成3年3月25日からの使用貸借の解約です。この〇〇〇〇さんについても後程の3条の方で経営移譲に伴う使用貸借の案件が出てきます。

---

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

---

議 長 日程第4、「諮問第1号、農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成29年12月5日提出 上富良野町長 向山 富夫  
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た

事務局長 していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

所14番、出し手、〇町〇丁目〇番〇号〇ー〇の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん。地番〇〇〇〇番〇〇、田1筆、面積14,245㎡、売買、2,564千円で売買となりました。

所15番、出し手、〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。地番〇〇〇〇番〇〇他3筆、全部で田4筆、面積10,607㎡、1,791千円で売買となりました。

賃5番、出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。地番〇〇〇〇番〇〇他2筆、全部で3筆、田、面積44,000㎡、年間220千円で賃貸借になりました。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号、所14について、提案に関する補足説明を願います。  
「7番、島田政志 委員」

---

島田委員 7番、島田です。所14番について、補足説明いたします。

11月20日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇町〇丁目〇番〇号〇ー〇の〇〇〇〇さん、  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田18万円で売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所14番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 続いて、諮問第1号、所15番、賃5番について、提案に関する補足説明を願います。  
「8番、三好利和 委員」

---

三好委員 8番、三好です。所15番、賃5番について、補足説明いたします。

三好委員 所15番、11月27日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、  
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、東中地区、東6線北20号となります。  
〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、田17万円と一部4万円で売買となりました。  
一部の説明ですが、地図を見ていただくと小さい三角形の箇所があります。これが地番の〇〇〇〇番〇〇から〇〇〇〇番〇〇まで92㎡。これを4万円で売買となりました。

賃5番、11月29日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。  
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり、田5千円で3年間の賃貸借となりました。3年後には売買する予定です。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所15番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、賃5番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第5、議案第1号、「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定

事務局長 に基づき許可に可否について審議を求める。  
平成 29 年 12 月 5 日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第 3 条第 2 項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず。

審議の資料として、農地法第 3 条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1 番

土地の地番 0000 番 00 他 4 筆、畑 5 筆、面積 49,412㎡、出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。長らく〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで賃貸借をされておりましたが、〇〇〇〇さんが小作地を取得されました。

2 番と 3 番については、〇〇地区の〇〇〇〇さんの経営移譲に伴う使用貸借です。2 番については、土地の所有が〇〇〇〇さん。3 番については、土地の所有が〇〇〇〇さん。受け手については、両方とも新たな後継者となります〇〇〇〇さんです。

2 番

土地の地番 0000 番 00 番 他 5 筆、畑 6 筆、面積 218,006㎡、出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

3 番

土地の地番 0000 番 00 他 含めて全部で 36 筆、面積 314,978.52㎡、土地の所有は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんの経営移譲に伴う使用貸借です。

4 番

土地の地番 0000 番 00 含め全部で 田 20 筆、面積 135,844㎡、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。今までの農業経営は〇〇〇〇さんでしたが、息子さんの〇〇〇〇への経営移譲となり、農地法 3 条的にはおじいちゃんからお孫さんへの農地の使用貸借となります。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 1 号 1 番について、提案に関する補足説明を願います。

「2 番、北村啓一 委員」

---

北村委員 2 番、北村です。議案第 1 号 1 番について、補足説明いたします。

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分により、〇〇〇〇さんへの売買となりました。  
慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第 1 号 1 番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号2番、3番 について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番 對馬 徹 委員」

---

對馬委員 9番、對馬です。 議案第1号2番、3番について、補足説明いたします。

〇〇地区、〇〇〇〇さんの経営移譲に伴い、息子さんの〇〇〇〇さんに使用貸借する  
ものです。 所在地は〇〇地区一体となっています。

2番

出し手、上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん  
受け手、上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

〇〇〇〇さん所有の農地を、お孫さんの〇〇〇〇さんへ使用貸借となります。

3番

出し手、上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん  
受け手、上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

〇〇〇〇さん所有の農地を、息子さんの〇〇〇〇さんへ使用貸借となります。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号2番、3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。



「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号4番について、提案に関する補足説明を願います。  
「7番、島田政志 委員」

---

島田委員 7番、島田です。 議案第1号4番について、補足説明いたします。

出し手、上富良野町〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、上富良野町〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

〇〇地区、〇〇〇〇さんの経営移譲に伴い、息子さんの〇〇〇〇さんに使用貸借するものですが、土地の名義が〇〇〇〇さんのため、お孫さんの〇〇〇〇さんへの使用貸借となります。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となっています。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6、議案第2号「農地法第4条の規定による許可の取消について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。  
平成29年7月21日付け、上富農委第4-29-3号による許可について、取消願いがあつたので、審議をするものです。

平成29年12月5日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

以下、内容を朗読。

土地の地番〇〇〇〇番地〇〇の内地番、畑1筆、面積7,500㎡、転用の目的は〇〇と〇〇の建設です、転用者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、農業委員会の関

事務局長 係については、農業委員会の議決が6月23日、7月4日付けで北海道農業会議に意見聴取の文書を発送し、7月18日付けで回答がありました、7月21日付けで許可を出した。今回、取消しの願いがありました。図面をご覧ください。図面の真ん中辺りに赤く囲っている所が、今回の地番とは該当しないが〇〇地区の〇〇〇〇さんの〇〇と〇〇等の施設群があります。写真が古いので写ってはおりませんが、赤枠の所が現在の〇〇〇〇さんの施設です。今回転用の申請があって、今回取消しの願いがあった所が、緑の枠が0000番00の親地番で、内地番なので水色の枠内で7,500㎡が転用の申請があった所です。今回、取消しの願いがあった所の関係については、町道を通って現在の赤枠の所から新たな施設を作ると、町道を通って水色の枠の所まで車で移動しなければならない。一部の車両等はナンバーを取得していないものがある。町道を通るためにはナンバーを取得しなければならない事がわかった。離れ地に施設するのを少し諦めて、赤枠の中心部に施設を集中させて造って行くことで建設場所の変更です。今、建設地の組み立ての直し方をしている。近日中に新しい場所での施設建設の申請があがってくる予定になっている。

---

議 長 これをもって説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第7、議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。議案第3号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。  
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。  
平成29年12月5日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

全部で筆数は4筆あります。

1番

地番0000番00他4筆、全部で5筆で畑と田、面積11,728㎡、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、申請の目的については地目変更で、11月28日に谷本委員、長谷川委員、沼沢委員とで現地調査をしてきました。

位置図に現地の状況を確認しております。上の方が〇〇線の〇〇〇〇さんの施設等がある所、下の方が〇〇線で、現在、〇〇〇〇さんがお住まいになられています。次の図面は少し大きく拡大して作りました。両方の場所とも、元々、農地の所に建物等が建ってあった。前々任の事務局長の〇〇〇〇さんの時代に、町中全部点検をして農業委員さんを通じてお知らせをした経過があります。この場所については平成24年と平成25年に農地法の4条許可の手続きをされて、農地から宅地等への転用許可を取られた。その後、地目変更登記をすれば良かったのですが、地目変更登記をしていなかったため、今

事務局長 回、このような現況証明の手續きとなりました。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。  
1番、谷本嘉彦 委員

---

谷本委員 1番、谷本です。11月28日に長谷川委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、〇〇地区、〇〇会社〇〇〇〇さん。  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号と〇〇線〇〇号です。

土地の経過については、事務局の説明通りです。  
公簿上は農地ですが、農地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第6回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

---

以上、報告2件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時15分

---

上記第6回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成29年12月6日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_